The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	大阪方言における禁止形の二つのアクセントとその用法
Author(s)	高木, 千恵
Citation	阪大社会言語学研究ノート. 2021, 17, p. 39-51
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/81763
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『阪大社会言語学研究ノート』第 17 号（2021 年 3 月）39-51

大阪方言における禁止形の二つのアクセントとその用法

高木　千恵

【キーワード】大阪方言、禁止形、アクセント、マイナス感情の表示

【要旨】

本稿では、大阪方言の禁止形に現れる二つのアクセントを取り上げてそれぞれの用法を記述し、旧形式の意味の変容と有標化という観点から両者の使い分けについて考察した。本稿で明らかになったのは次の点である；(a) 禁止形のアクセントには、後ろから 2 拍目にアクセントの下がり目のあるタイプ（-2 型）と後ろから 3 拍目に下がり目のあるタイプ（-3 型）がある。ただし低起無核型の 2 拍動詞は-3 型を欠き、高起有核型の 2 拍動詞（オル）は-2 型を欠く。(b) 先行研究の記述に照らすと、-2 型が新しい終止形と、-3 型が古い終止形との共通点をもっている。(c) 禁止形 1（-2 型）が［指示］［違反矯正］［確認的指示］［非難］の用法をもつのに対して、禁止形 2（-3 型）は［指示］［違反矯正］［非難］の用法をもち、怒りやいらだちといった話し手のマイナス感情が併せて表示される。また禁止形 2 には行為指示対象（聞き手）が必須である。(d) アクセントにおいて古い終止形と共通点をもつ禁止形 2 のもつマイナス感情表示は、その他の項目にみられる新形式の誕生と旧形式の意味変容と軌を一にする変化である。

1.　はじめに

大阪方言の禁止表現には、いわゆる禁止形（*-(r)una*）のほか、連用禁止形（*-(i)na*）や、動詞否定辞ン＋派生接辞トクによる否定命令形（*-(a)ɴ-tok-e*）・否定連用命令形（*-(a)ɴ-tok-i*）・否定テ形命令形（*-(a)ɴ-toite*）、条件形＋アカンによる迂言的な禁止表現（*-(i)tara akaɴ*）などが使われ、バリエーションが豊富である[1)]。

（1）あんな危ないとこ一人で｛a. イクナ／b. イキナ｝。［a. 禁止形／b. 連用禁止形］

（2）雨もひどいし、今日は｛a. イカントケ／b. イカントキ／c. イカントイテ｝。
［a. 否定命令形／b. 否定連用命令形／c. 否定テ形命令形］

（3）そこは立ち入り禁止や。イッタラアカン。　［迂言的な禁止表現］

本稿で取り上げるのは、このうちの禁止形（1a）である。禁止形には、次に示すように 2 種類のアクセントが現れる[2)]。

（4）あんな危ないとこ一人で｛a. [イク]ナ／b. [イ]クナ｝。

（4a）は終止形のアクセント（[イク]）と共通しているが、（4b）は（現代大阪方言では）

1）本稿の例文は引用を除いて筆者の作例である（筆者のフェイス情報は注 4 を参照）。例文は漢字かな交じりの方言文とし、議論の対象となる部分をカタカナで記す。必要に応じて、例文末尾の（　）内に標準語訳を付す。

2）以下、例文ではアクセントの高低を [ ] によって示す。[がピッチの上昇位置、] が下降位置を表す。語頭の[は高起式のアクセントを示すものである。

禁止形にしか現れない。先行研究では、(4a) と (4b) のアクセントには新旧関係があり、京阪式アクセントをもつ多くの方言で (4b) のような「古い終止形」のアクセントが禁止形にみられると指摘されている (2.2.3 節にて詳述)。

ところで、(4a) と (4b) はどちらも禁止形であるが、つねに交替可能なバリエーションというわけではなく、用法によって使い分けられる。本稿ではこの点に注目し、禁止形の二つのアクセントとその用法について記述する。

本稿の構成は以下のとおりである。2 節では大阪方言の禁止表現のバリエーションと動詞禁止形のアクセントについて整理し、問題のありかを指摘する。続いて 3 節で禁止形のアクセントについて、4 節で禁止形の用法について記述する。5 節では、禁止形の二つのアクセントがもつ用法の違いについて、「旧形式の意味の変容と有標化」という観点から考察する。最後に 6 節でまとめと今後の課題を述べる。

2.　大阪方言の禁止表現

本節ではまず先行研究を概観し、大阪方言の禁止表現について明らかになっていることを整理する。

2.1.　大阪方言における禁止表現のバリエーション

国立国語研究所編『方言文法全国地図』(GAJ) の第 5 集 (第 221～226 図) に、禁止表現にかかわる 3 種類の調査例文[3] に対する回答分布がまとめられている。①「行くなよ」(やさしく)、②「行くなよ」(きびしく)、③「行ってはいけない」についての大阪府下 6 地点の回答は次のとおりである (併用回答も含む)。表では禁止表現に該当する部分を記号でまとめ、終助詞 (文末表現) 部分は半角カタカナで記した。

表 1　大阪府下の禁止表現 (GAJ221～226 図より)

	調査地点	①行くなよ(やさしく)	②行くなよ(きびしく)	③行ってはいけない
1	豊能郡能勢町吉野	□　▲ﾃﾞ	▲ﾔﾅｲｶｲﾅ	▲
2	高槻市原	▲ﾃﾞ	●　▲ﾔﾝｶ	▲
3	大阪市東区道修町 2 丁目	◎ﾔ	▲	▲
4	泉南郡阪南町鳥取	▲ﾃﾞ	●ﾖｰ　▲ｿﾞｰ	▲
5	和泉市松尾寺町	○	●	▲
6	南河内郡河南町寛弘寺本郷	○	○　●	▲

凡例：□否定連用命令形 (イカントキ)　▲迂言形 ({イッタラ／イタラ} アカン・イッタライカン)、◎敬語形式の禁止形 (イキナサンナ)、○連用禁止形 (イキナ・ユキナ)、●禁止形 (イクナ・ユクナ)

3)　調査例文はそれぞれ以下のとおり；
①「孫にむかって、やさしく「そっちへ行くな」と言うとき、どのように言いますか。」
②「孫にむかって、きびしく「そっちへ行くな」と言うとき、どのように言いますか。」
③「孫にむかって、「そっちへ行ってはいけない」と言うとき、どのように言いますか。」

「「行くな」をどのように言うか」という問いに対して大阪府下で回答されたのは、禁止形（●）、連用禁止形（○）、敬語形式の禁止形（◎）、否定連用命令形（□）、そして迂言形（▲）である。禁止形（●）が現れるのは場面②「きびしく言うとき」であるが、能勢町や大阪市のように禁止形が回答されない地点もある。連用禁止形（○）は場面①「やさしく言うとき」の表現として 2 地点、場面②でも 1 地点回答されている。否定連用命令形（□）と敬語形式の禁止形（◎）は場面①に回答されている（各 1 地点）。迂言形（▲）は、府下の 3 地点で場面①②の両方に回答がみられるが、その場合は後続する終助詞に違いのあることがわかる。

これらの形式は、大阪方言の概説書である郡編（1997:46）でも禁止の表現として挙げられている。同書によれば、禁止の表現としてよく使われるのは迂言形であり、禁止形は「強い禁止の言い方」（p.46）、連用禁止形は「ソフトな言い方」（同）である。また敬語形式を用いた禁止形として「〜シナハンナ」を挙げ、高年層が使用する「丁寧な禁止表現」と述べている。

2.2. 禁止形の二つのアクセント

続いて、禁止形のアクセントについて概観する。結論から言うと、禁止形に現れる二つのアクセントについて個人内部に併存するバリエーションとして扱っているものは見当たらないようである。

2.2.1. 禁止形のアクセントのゆれ

先に挙げた郡編（1997）には、禁止表現に使われる各形式のアクセント情報も付されている。禁止形に二つのアクセントパターンが現れるとは明示的に述べられていないが、禁止表現の記述において、終止形が「〜る」になる動詞の禁止形が撥音化する場合にアクセントのゆれがあることが記されている。

> 強い言い方《筆者注：禁止形のこと》は、「帰る」「入る」など「ル」で終わる動詞の場合、「[カエル]ナ」「ハイ[ル]ナ」のほか、「[カエン]ナ〜[カエ]ンナ」「ハイ[ン]ナ〜ハ[イ]ンナ」という撥音便化した形でもよく使われる。
>
> （郡編 1997：46、アクセント符号は本稿のものにあらためた）

郡編（前掲）は撥音化によってアクセントの下がり目が 1 拍前にずれることがあると解釈しているようであるが、筆者の内省では、撥音化しない形でも「[カエル]ナ」と「[カエ]ルナ」のように 2 種類のアクセントを使うことができる。

2.2.2. 禁止形のアクセントの地域差

中井編（2002）は、自立語の基本形だけでなく、付属語、および自立語の各活用形についても京阪式のアクセントを知ることができる辞典である。同書の禁止形の項（pp.300-301）に記載されている情報を整理すると表 2 のようになる。

表に示したように、二つ（以上）のアクセントが記載されている語も少なくない。しかし中井編（2002）ではいずれも地域差として処理されており、同一地域で複数のアクセン

トが併用されているかどうかについては未詳である。

表 2　禁止形のアクセント（中井編 2002 に基づいて筆者が作表）

終止形のアクセント	語例	禁止形のアクセント
A．高起無核	（2 拍動詞） 着るな、するな、置くな、踏むな、押すな、売るな、買うな	HHL、〈周〉HLL
	（3 拍動詞①） 開けるな、変えるな、刻むな、ゆすぐな、誘うな、荒らすな、握るな	HHHL、〈周〉HHLL
	（3 拍動詞②） 焦がすな、防ぐな、恨むな、払うな、通るな	HHHL、〈周〉HLLL
	（4 拍動詞） 知らせるな、集めるな	HHHHL、〈周〉HHHLL
B．低起無核	（2 拍動詞） 見るな、来るな、書くな、飲むな、出すな、掘るな、食うな	LHL
	（3 拍動詞①） 建てるな、投げるな	LLHL、〈周〉HLLL、〈周〉LHLL
	（3 拍動詞②） 歩くな、入るな	LLHL、〈周〉LHLL
	（4 拍動詞） 抱えるな	LLLHL、〈周〉LLHLL
C．高起有核	（2 拍動詞） おるな ※1 語のみ	HLL

H はその拍を相対的に高く、L はその拍を相対的に低く発音することを示す。
〈周〉は近畿周辺部のアクセントであることを表す。

2.2.3.　禁止形のアクセントのバリエーションと変化

山岡（2015）は禁止形に現れる二つのアクセントを言語変化の観点から捉え、旧型（本来の終止形のアクセント）から新型（終止形と連体形が統合した後のアクセント）への移行段階にみられるバリエーションと扱っている。同論文では京阪式のアクセントパターンをもつ方言の中に終止形と禁止形が共通のアクセントになる方言とそうでない方言があることに注目し、近畿（大阪・和歌山・兵庫）と四国（徳島・高知）の計 15 地点で世代別の読み上げ調査をおこなった。その結果から次のことを明らかにしている。

（Ⅰ）禁止形のアクセントに次の二つのアクセントが現れる；

ⅰ．終止形と連体形とが統合する以前の、本来の終止形と共通のアクセント（旧型）

ⅱ．終止形と連体形の統合によって終止形として使われるようになったアクセント（新型）

（Ⅱ）京阪式アクセント地域において、終止形と禁止形のアクセントの区別が統合され、終止形のそれ（新型）に一本化する変化がみられるが、一方で両者の区別が若年層にまで保たれている地域もある

山岡（前掲）は、禁止形のアクセントの地域差、ならびに同一地点における世代差について詳細に分析しているが、二つのアクセントが個人内部のバリエーションとして併存することについては言及がなく、各地において両者が用法によって使い分けられているかどう

かという点についても未詳である。

2.3. 問題のありか

ここまで、大阪方言の禁止表現のバリエーション、および京阪式アクセントをもつ方言における禁止形のアクセントのバリエーションに関する先行研究の記述を整理した。これまでの研究によって、複数ある禁止表現のバリエーションのなかで禁止形が他の形式よりも「きびしい」「強い禁止」の表現として使われること、また禁止形に新旧二つの終止形のアクセントと共通するものが現れることが明らかにされている。

その一方で、禁止形の二つのアクセントがもつ用法の違いについての言及は見られなかった。筆者の内省では両者はつねに交替可能なバリエーションというより用法を異にするものとして併存しているように思われる。本稿ではこの点に注目し、禁止形の二つのアクセントとその用法について、大阪方言（摂津方言）を母方言とする筆者[4] の内省にもとづいて記述する。そのうえで、禁止形の二つのアクセントにみられる用法の違いを、古い形式の意味変容と有標化という変化の中に位置づけてみたい。

3. 大阪方言の禁止形

本節では大阪方言の禁止形がどのようなアクセントをもっているかについて記述する。3.1 節では、記述の前提となる大阪方言の動詞のアクセントパターンについて、中井編（2002）も参照しつつまとめておく。続く 3.2 節において、それぞれの動詞の禁止形のアクセントについて記述する。

3.1. 大阪方言の動詞のアクセント

現在の大阪方言の動詞終止形のアクセントは、拍数にかかわらず高起無核型か低起無核型のいずれかに分類される（先に掲げた表 2 も参照）。例外は存在動詞オルで、この語は高起有核型になる。以下に 2 拍語と 3 拍語の例を挙げる。

（5）大阪方言の動詞のアクセントパターン

a. 高起無核型：[泣く、[押す、[着る、[寝る、[する、[笑う、[座る、[開ける

b. 低起無核型：脱[ぐ、出[す、立[つ、読[む、取[る、来[る、起き[る、閉め[る

c. 高起有核型：お]る（存在動詞）

次節で述べるように、これら終止形のアクセントは禁止形にも共通して現れる。

3.2. 禁止形とそのアクセント

禁止形は、*-(r)una* という屈折接辞によって作られる[5]。カ変動詞クルの禁止形は *ku-*を語

4） 筆者は 1974 年兵庫県神戸市生まれ。約 1 年の海外留学期間（2002～2003 年）を除いて、3 歳から現在まで大阪府豊能町在住。

5） 禁止形について、動詞の終止形に禁止を表す助詞ナがつく（V-*(r)u=na*）とする立場もあるが、本稿では禁止形そのものを文終止の形態と捉え、動詞語幹に屈折接辞がついたものと考える（標準日本語の禁止形について、江畑 2019 が同様の捉え方をしている）。

幹とするクルナだけで *k*-語幹による禁止形（クナ）は使われないが、サ変動詞スルには *su*-を語幹とする禁止形スルナと *s*-を語幹とする禁止形スナの二通りある。

（6）大阪方言の禁止形

a. 五段活用動詞：*nak-una*、*os-una*、*waraw-una*、*suwar-una*

b. 一段活用動詞：*ki-runa*、*ne-runa*、*ake-runa*、*oki-runa*、*sime-runa*

c. カ行変格活用動詞：*ku-runa*、**k-una*

d. サ行変格活用動詞：*su-runa*、*s-una*

禁止形のアクセントはいずれも有核で、後ろから 2 拍目にアクセントの下がり目をもつ「−2 型」と、後ろから 3 拍目にアクセントの下がり目をもつ「-3 型」がある。動詞によって、「-2 型」と「-3 型」の両方をもつものと、いずれか一方しかもたないものがある（表 3）。

表 3　動詞の類別にみた禁止表現のアクセント

終止形のアクセント	拍数	活用	禁止形 1（-2 型）	禁止形 2（-3 型）
A. 高起無核	2 拍	五段	[ナク]ナ	[ナ]クナ
[ナク]、[ネル]、[スル]		一段	[ネル]ナ	[ネ]ルナ
		サ変	[スル]ナ、[ス]ナ	[ス]ルナ
[ワラウ]、[アケル]	3 拍	五段	[ワラウ]ナ	[ワラ]ウナ
		一段	[アケル]ナ	[アケ]ルナ
B. 低起無核	2 拍	五段	ヌ[グ]ナ	***[ヌ]グナ**
ヌ[グ]、ミ[ル]、ク[ル]		一段	ミ[ル]ナ	***[ミ]ルナ**
		カ変	ク[ル]ナ	***[ク]ルナ**
	3 拍	五段	アル[ク]ナ	ア[ル]クナ
		一段	オキ[ル]ナ	オ[キ]ルナ
C. 高起有核	2 拍	五段	***[オル]ナ**	[オ]ルナ
[オ]ル				

＊：許容されないアクセント型

まず、終止形のアクセントが高起無核型（A）の動詞の禁止形は、-2 型・-3 型の両方のアクセントパターンをもつ。ただし 2 拍動詞の場合、語によっては-3 型が不自然に感じられるものがある。たとえば、次に挙げる一段動詞「着る」の禁止形である。

（7）人の服 勝手に｛[キル]ナ／??[キ]ルナ｝。　　［高起無核 2 拍語：着る］

これは、-3 型の[キ]ルナが低起無核 2 拍語「切る」の禁止形 2（-3 型）と同型になることと関係があるものと思われる。表に示すとおり、低起無核型（B）の 2 拍動詞の禁止形においては-3 型が許容されず、「切る」の禁止形の-3 型も不適格である。そのため、これと同型になる「着る」の-3 型に対しても許容度が下がるのではないかと思われる。同様のことは「寝る HH」と「練る LH」にも当てはまるが、「練る」の使用頻度が高くないためか、「寝る」の禁止形 2 に対する違和感は相対的に小さいといえる。

低起無核型（B）の動詞の禁止形では許容されるアクセントパターンが拍数によって異なる。3 拍（以上）の動詞では-2 型と-3 型がともに許容されるが、上でも述べたように 2 拍動詞では-3 型が許容されない。表 3 に示すとおり、2 拍動詞の禁止形が-3 型をとると低起式でなくなってしまうために、これが忌避されるのではないかと思われる。

高起有核型（C）の動詞はオルの 1 語のみで、この禁止形は（A）や（B）とちがって-3 型しかとらない。

表 3 は共時的なバリアントを整理したものであるが、ここで山岡（2015）を参考にそれぞれのアクセントの新旧関係についてもみておきたい。まず表中「禁止形 1」としている-2 型の禁止形は、高起有核語のオルを除いて、後ろから 2 拍目までのアクセントが終止形と同じである。山岡論文ではこのタイプを終止形と連体形が統合したあとに終止形（終止連体形）として使われるようになった新しいアクセントであると述べている。一方「禁止形 2」の-3 型の禁止形で許容されているのは、山岡（2015）が言うところの、連体形と統合する前の、本来の終止形と共通するアクセントである。このことから、禁止形 1 のアクセントが新しく、禁止形 2 のアクセントが古い、ということができる。

4. 禁止形の用法

前節でみたとおり、大阪方言の禁止形には、新旧のアクセントパターンが個人内部のバリエーションとして併存している。本節では高木（2009）の枠組みを参考に禁止形の用法についてそれぞれのアクセントごとに記述し、両者の異同を明らかにする。

4.1. 禁止形 1 の場合

2.1 節でも確認したように、大阪方言では、行為の主体に対してその行為をしないよう求める際には迂言的な表現が好んで使われる。禁止形が使われるのは聞き手に対して強い拘束力をもって指示するときに限られるのである。具体的には、話し手と聞き手とのあいだにはっきりした上下関係があるときや、遠慮のないものいいが許される近しい間柄、行為の阻止が相手にとって利益になるような場合に、禁止形の許容度が高くなるといえる。

高木（2009）では、井上（1993）を参考に、発話行為と発話場面との関係から禁止表現を［指示］［現場指示］［違反矯正］［確認的指示］の四つに分けている。禁止形 1 はこのうち、［指示］［違反矯正］［確認的指示］に使うことができる。ただし［確認的指示］では順接の終助詞ヤの使用が必須である。

（8）すべったら危ない から、[ハシル]ナ。　［指示］

（9）（手元のタイマーを見て）よし、3 分経った。# [ハシル]ナ[6]。　［現場指示］

cf. よし、3 分経った。トマレ。

（10）（子供たちが廊下を走っているのを見て）こら、[ハシル]ナ。　［違反矯正］

（11）（すべってけがをした子供に）わかったやろ。もう廊下は[ハシル]ナ[ヤ。　［確認的指示］

6） #は、非文ではないが語用論的に不適切な表現であることを表す。

［指示］が、一般的な決まり事として行為の非実現を求めるような表現であるのに対して、［現場指示］はいま行われている行為の停止を求める表現である。この場合には「止まれ」「やめろ」のような命令表現が使われ、禁止形（および他の禁止表現）は使われない。［違反矯正］はいま行われている行為、もしくはこれから実現される可能性のある行為が望ましくないものであるときに発せられるもので、この場合には禁止形 1 を使うことができる。［確認的指示］は望ましくない行為について今後行われることのないよう求めるもので、念押し的な禁止表現である。禁止形 1 は終助詞ヤの共起があればこのような禁止表現にも使われる。

禁止形 1 は、すでに行われた行為に対するマイナス評価やマイナス感情を表明する場合にも使われる。(12) は、廊下を走っていてすべってケガをした子供に対して、廊下を走ったことを非難している例である[7)]。

(12) ほんまにもう･･･、滑りやすいこと知ってんねんから、廊下なんか[ハシル]ナ。
（本当にもう･･･、滑りやすいことを知っているんだから、廊下なんか走るな。
［非難］

この場合は、既に実現した事態であるので、行為を阻止することはもはやできない。その意味で〈禁止〉の発話とは言えないが、禁止形 1 を使うことで行為の主体に対する非難を表すことができる。

禁止形 1 による［非難］は、その発話が行為の主体に届かないことが明白な場合にも使われる。

(13) （テレビで野球の試合を見ていて）
おいピッチャー、変なとこばっかり[ネラウ]ナ。　［非難］

(14) （車の運転中、前の車が急に左折した）
なんやねん、いきなり[マガル]ナ。指示器出せ指示器。　［非難］

こうした発言は、「ボール球ばかり投げているピッチャー」や「方向指示器の点滅なしに左折した車の運転者」には伝わらない。禁止形 1 が、行為の停止要求という〈禁止〉本来の用法を離れて使われることがわかる。

4.2.　禁止形 2 の場合

禁止形 1 と同じく禁止形 2 も、［現場指示］に使うことはできない。

(15) （鳩時計が鳴る）
#はい、行く時間になったからもうタ[ベ]ルナ。　［現場指示］
cf. はい、行く時間になったからもう食べるのヤメロ。

禁止形 2 が使われる典型的な場面は、話し手の怒りやいらだちを表明するときである。したがって禁止形 2 は［非難］の用法となじみがよい。

(16) （楽しみに取っておいたチョコレートを弟に食べられてしまった）
おまえなあ、人のもんを勝手にタ[ベ]ルナ。　［非難］

---

7) ［非難］の場合、低接の終助詞ヤが付いた方がより自然なようにも思われるが、義務的とまではいえないと考えたため、用例にはヤを付していない。以下同じ。

（17）（機嫌を損ねて叩いてくる相手に向かって）

[タタ]クナ。めっちゃ痛いねんぞ。　［非難］

（叩くな。とてもいたいんだぞ）

（18）（せっかく作ったおもちゃのレイアウトを壊された）

[コワ]スナ。どんだけ時間かかった思てんねん。大事にせえや。［非難］

（壊すな。どれだけ時間がかかったと思っているんだ。大事にしろよ）

これらは、先の（12）～（14）と同様、既に実現されてしまった事態を問題にしており、行為の停止は要求できない。したがって（16）～（18）に使われている禁止形 2 はいずれも、行為者が「食べた／叩いた／壊した」ことへの［非難］を表しているといえる。

話し手のマイナス感情の表示が伴うことから、［指示］の用法に禁止形 2 を使うと禁止形 1 よりも威圧的なもの言いになり、聞き手の行動を信用していないことや、過去に違反が生じたことを含意するような響きになる。

（19）重要文化財があるから、敷地内では火を[ツカ]ウナ。　［指示］

（20）ええか、館内では飲食[ス]ルナ。　［指示］

禁止形 2 はまた、［違反矯正］にも使われる。

（21）（責任感がなく、人任せな様子に腹を立てて）

自分がやらんでもだれかやってくれるやろとか[オモ]ウナ。自分のことやろ。

［違反矯正］

（22）（日頃から口酸っぱく注意しているのに、床の上に空のお菓子のパッケージが散らばっているのを見て）あのなあ、ゴミをここに[オ]クナ。　［違反矯正］

（23）（説教をしているのににやにや笑っているのを見て）

[ワラ]ウナ。こっちは真剣に言うとんねん。　［違反矯正］

（24）（自分ですべきことなのに人に頼ってばかりいる）[アマエ]ンナ。［違反矯正］

先の［非難］と異なり、「思う／置く／笑う／甘える」といった行為（あるいは行為の結果）は発話時にも存在している。その望ましくない行為をやめるよう求めるのが［違反矯正］である。

［非難］や［違反矯正］には禁止形 1 も使うことができるが、禁止形 2 を使うと、当該の事態を話し手が心底不快に思っており、そのことを行為の主体に対して強く訴えるような表現になる。そのため、初めての事態に接したときよりも、何度も繰り返されてきた事態が再発したような場面で使われることが多い。

（25）（A が B のペンを勝手に使おうとしている）

1B：ちょっと、わたしのペンを勝手に[ツカウ]ナ。　［違反矯正］

2A：あ、ごめんごめん。

（数分後、B の目を盗んで A がペンを使っている）

3B：ちょっと A！

4A：（ビクッとして手を止める）

5B：（脅すように）人のものを勝手に[ツカ]ウナ。　［違反矯正］

上例では、初めの［違反矯正］では禁止形 1 を使い、2 回目の［違反矯正］で禁止形 2 を

使っている。禁止形 2 を使うことで相手の行為に対する話し手の怒りやいらだちがより強く表れるといえる。1B において禁止形 2 を使うこともできるが、その場合、同じようなやりとりが過去にもあって、それでも行いをあらためない A に対して B がマイナス感情を表示している、というような背景が想像される。したがって、そのような背景がない場合に禁止形 2 を使うと、禁止形 1 よりも威圧的なもの言いになる。次例をみられたい。

(26)　(電車の中で楽しそうにおしゃべりしている子供たちに向かって、知らない人が)
　　おい、やかましい。[サワ]グナ。　　［違反矯正］

もう一つ、禁止形 2 に特徴的なのは、その発話が必ず行為の主体に向けて行われることである。したがって先の（13）（14）のような、行為の主体に届くことが想定されないような場面では禁止形 2 は使用されない。

(27)　(テレビで野球の試合を見ていて)
　　#おいピッチャー、変なとこばっかり[ネラ]ウナ。　　［非難］

(28)　(車の運転中、前の車が急に左折した)
　　なんやねん、#いきなり[マガル]ナ。指示器出せ指示器。　　［非難］

たとえばキャッチャーが話し手で、ピッチャーに向かって（27）のように言うのであれば適切である。また（28）も、車を止めて前の車の運転者に直接文句を言う場面であれば使われる。しかし（27）（28）のように、テレビの画面の中にいるピッチャーや別の車の運転者など、話し手の発話を耳にする可能性のない／低い相手に対して禁止形 2 を使うことはできないのである。ここから、禁止形 2 は単に不満を述べるだけでなく、その不満を聞き手に伝達することを意図した表現といえる。同じく禁止形 2 による［非難］の例としてあげた（16）～（18）についても、「食べた／叩いた／壊した」ことに対する単なる非難というだけでなく、そのような行為によって自分が非常に不快な思いをしているということを訴えてもいるのである。その意味において禁止形 2 は、マイナス感情の表示という、話し手の心的態度の伝達に重心をおいた表現といえるように思われる。

4.3.　禁止形 1 と禁止形 2 の違い

ここまで、禁止形 1 と禁止形 2 が対立している場合におけるそれぞれの使い分けについてみてきた。4.1 と 4.2 の内容を整理すると表 4 のようになる。

表 4　禁止形の二つのアクセントと用法

用法	禁止形 1（-2 型）	禁止形 2（-3 型）
1. 指示	○	●
2. 現場指示	×	×
3. 違反矯正	○	○
4. 確認的指示	○ヤ	×
5. 非難	○	○※

凡例　○：使える　●：使えるがニュアンスが異なる　×：使えない
ヤ：終助詞が必須　※：直接的な聞き手が必須

このようにまとめてみると、禁止形 1 に比べて、禁止形 2 の方が用法が限定的であることがわかる。のみならず、禁止形 2 の場合は、［指示］［違反矯正］［非難］のいずれの場合にも話し手のマイナス感情が伴うため、用法ごとの使用場面にも制限がある。加えて［非難］においては、話し手の心的態度を理解することが期待される直接的な聞き手が必須であり、「愚痴命令文」（田川 2019）のような、聞き手不在の［非難］の表現が不自然になる。

こうしたことから、禁止形 1 が〈禁止〉（行為の停止要求）を基本義としてもつのに対して、禁止形 2 は、話し手のマイナス感情表示をその基本にもっているということができそうである。言い換えれば、禁止形 1 が無標の禁止表現で、禁止形 2 は話し手の心的態度を表す有標の禁止表現とまとめることができるだろう。

5. 古い形式の有標化

本稿では、禁止形に現れる 2 種類のアクセントについて記述し、それぞれの用法に違いのあることを明らかにした。3.2 節でみたとおり、無標の禁止表現である禁止形 1 は通時的には新しい形式（終止連体形のアクセントと共通点をもつ禁止形）で、有標の禁止表現である禁止形 2 の方がより古い形式（本来の終止形のアクセントと共通点をもつ禁止形）である。大阪方言においては、新形式が無標であるのに対して、旧形式は話し手のマイナス感情を表示する有標形式である。

新しい形式の浸透にともなって古い形式が適用範囲を狭め、マイナス感情を表示する形式として有標化したケースとして、上林（2019）が扱った関西方言の断定辞のジャが挙げられる。またアスペクト形式トルにも、次例のように話し手のマイナス感情を示すような使い方がある。

（29）（冷蔵庫を開けたら、取っておいたジュースが見当たらない）
あの子、わたしのジュース勝手にノンドル。帰ってから飲も思とったのに。
cf. あの子、ちゃんとノンデル。気に入ってくれたんやわ。

（30）（外に出て雨が降っていることに気づく）
うわっ、雨フットル。傘持ってへんのに、最悪や。
cf. あっ、雨フッテル。よかった、今日は水やりせんでええわ。

（29）は動作主に対する卑語的なトルの使用といえるが、（30）は「雨が降る」という予想外の出来事に対する話し手のマイナス感情の表示としてトルが使われている。

このほか、名詞のアクセントにも旧型の有標化がみられる。次のような例である。

（31）［ニュートラルな表現として］箕面のサ[ル。

（32）［卑罵表現として］なんやねん、このサ[ル]]8)。

「猿」は 2 拍名詞第 5 類に所属し、伝統的な京阪式アクセントでは単語単独の場合に拍内下降の聞かれる語であるが、中年層以下では、（31）に示すように低起無核のアクセントで実現される。ところが、「猿」を卑罵表現で用いたときには、中年層以下の世代でも（32）

8） 語末の]] は拍内下降を示す。

のように拍内下降が現れるのである。拍内下降というアクセントパターンがマイナス感情表示機能を獲得したとまで言い切れるかどうかは検討の余地があるが、有標のアクセントになっているとは言ってよいのではないだろうか。

禁止形の二つのアクセントにおける禁止形 2 の有標化も、こうした流れの中にある変化と捉えることができるだろう。すなわち、古い終止形のアクセントと関係のある禁止形 2 が（高圧的な）［指示］や［違反矯正］［非難］に使われるのは、その形式が単に話し手の期待と現実のあいだに矛盾があることを表示する機能をもっているためではなく、矛盾があることに対する話し手の怒りやいらだち、すなわちマイナス感情の表示を基本にもっているためなのである。

6.　まとめと今後の課題

本稿では、大阪方言の禁止形に現れる二つのアクセントを対象に、それぞれのもつ用法の違いを記述した。本稿で明らかになったことをまとめると次のようになる。

(a)　禁止形のアクセントには、後ろから 2 拍目にアクセントの下がり目のあるタイプ（-2 型）と後ろから 3 拍目に下がり目のあるタイプ（-3 型）がある。ただし低起無核型の 2 拍動詞は-3 型を欠き、高起有核型の 2 拍動詞（オル）は-2 型を欠く。

(b)　先行研究の記述に照らすと、-2 型が新しい終止形と、-3 型が古い終止形と共通点をもっている。

(c)　禁止形 1（-2 型）が［指示］［違反矯正］［確認的指示］［非難］の用法をもつのに対して、禁止形 2（-3 型）は［指示］［違反矯正］［非難］の用法をもち、怒りやいらだちといった話し手のマイナス感情が併せて表示される。また禁止形 2 には行為指示対象（聞き手）が必須である。

(d)　禁止形 2 の用法の有標化は、旧形式の意味の変容と有標化という、他の形式にもみられる変化に合致する。

今後の課題としては、禁止表現にあずかる他の形式とのはりあい関係を追究すること、古い形式のマイナス感情表示形式化という変化を示す諸形式を総合的に扱うこと、の 2 点を挙げたい。前者については、禁止形と連用禁止形、禁止形と否定命令形の使い分けや、こうした形式と共起する終助詞との関係についての詳細な記述が必要である。また後者については、これまで個別的に記述が進められてきたものを整理し、モーダルな表現形式としての旧形式の残存／併存という観点からまとめることができるのではないかと考えている。関心を同じくする他の研究者とも連携して、こうした問題群に取り組んでいきたい。

付記　本稿は JSPS 科研費「『全国方言文法辞典』データベースの拡充によ日本語時空間変異対照研究の多角的展開」（20H00015）による研究成果の一部である。また本研究の一部は、大阪大学研究支援員制度（2020 年度）の支援により実施された。

【参考文献】

井上優（1993）「発話における『タイミング考慮』と『矛盾考慮』―命令文・依頼文を例に―」『国立国語研究所報告 105 研究報告集 14』pp.333-360, 秀英出版.

江畑冬生（2019）「言語類型論と周辺諸言語から見た日本語形態法」『日本語文法学会第 20 回大会発表予稿集』pp.185-186, 日本語文法学会.

上林葵（2019）「関西方言における終助詞的断定辞「ジャ」の機能―マイナス感情・評価の提示―」『日本語の研究』15-2, pp.1-17, 日本語学会.

郡史郎編（1997）『日本のことばシリーズ 27　大阪府のことば』明治書院.

高木千恵（2009）「禁止表現」国立国語研究所全国方言調査委員会編『方言文法調査ガイドブック 3』pp.131-154, 国立国語研究所.

高木千恵（2018）「大阪方言の行為要求表現における終助詞ナの共起と前接語の長呼について」『方言の研究』4, pp.21-48, 日本方言研究会.

田川拓海（2019）「独話に現れる愚痴命令文と反事実性」『日本語文法』19-2, pp.126-134, 日本語文法学会.

中井幸比古編（2002）『京阪系アクセント辞典』勉声出版.

山岡華菜子（2015）「京阪式アクセント地域における動詞の禁止形アクセント」『論集』10, pp.137-149, アクセント史資料研究会.

【参考資料】

国立国語研究所（2002）『方言文法全国地図　第 5 集―表現法編 2―』財務省印刷局 PDF 版ダウンロードサイト　https://www2.ninjal.ac.jp/hogen/dp/gaj-pdf/gaj-pdf_index.html（2021 年 3 月 3 日閲覧）

たかぎ　ちえ（大阪大学）
takagic@let.osaka-u.ac.jp